

水害や土砂災害への

備えを万全に

生活課 ☎(88)9133

梅雨や台風季節を迎え、大雨による水害や土砂災害が心配されます。水害による被害を最小限にするためには、災害に対する事前の準備と家族での話し合いが大切です。

事前しておくこと

- ▼浸水のおそれがある地域では、家財道具、非常食、衣類、寝具などを2階などの高い場所に移動
- ▼近所に小川や水路などの危険箇所がないか確認
- ▼側溝や排水口を清掃し、水はけを良くする
- ▼近くの避難所と避難所までの経路を確認(市防災ガイドを活用してください)
- ▼停電時に備え、懐中電灯や携帯ラジオなどを準備

災害対策の基本は情報収集から

台風や豪雨は、襲来時期や規模をある程度予測することができます。日頃から天気予報を気に掛け、注意が必要なときにはテレビやラジオなどで最新の情報を収集するようにしましょう。

過去の被害を参考に

水害や土砂災害は、地形と深い関係があるため、過去の被害情報が役立ちます。災害に対する備えや避難方法、避難所マップ、洪水ハザードマップを一つにした「市防災ガイド」を生活課で配布しています。お持ちでない人は、早めに入手して、備えが万全かチェックしてください。



見出しが見やすく開きやすい「市防災ガイド」

障害基礎年金

国民年金に加入中か20歳前の方がや病気で障がいがあり、政令で定められた1・2級の障がいと認められたときに支給されます。

受給要件

- ▼障がいの原因となつたけがや病気の初診日のある月の前々月までの被保険者期間の内、保険料の納付・免除期間が合計3分の2以上または直近1年間に保険料の未納がないこと。
- ▼60～64歳の人は、初診日に国民年金に加入または過去に加入して、日本国内に住所があること。
- ※高齢基礎年金の繰り上げ受給者には支給されません。

遺族基礎年金

国民年金の加入者や老齢基礎年金の受給者が亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子(18歳になつた最初の年度末まで、または20歳未満で障がいの状態にある子)」に支給されます。

受給要件

亡くなった月の前々月までの被保険者期間の内、保険料の納付・免除期間が合計3分の2以上または直近1年間に保険料の未納がないこと。

付加年金でちょっと

増やせる老齢基礎年金

毎月の保険料に400円を加算すると、将来受給する年金額を増やせる付加年金制度があります。

年額として上乗せされる額は、「200円×付加保険料を納めた月数」です。国民年金の第1号被保険者と65歳以下の任意加入被保険者が加入できます。

※国民年金基金の加入者は、付加年金には加入できません。

☎保険年金課 ☎(88)9137

都市間交流補助事業のお知らせ

友好を深める 相互交流を支援します

市では、イメージアップ戦略として「都市間交流補助事業」を行っています。

対象者

- ▼市内に事業所を有する事業者、NPO法人
- ▼10人以上の市民で組織する社会教育関係団体
- ▼そのほか公益上、市長が特別に認める団体 など

対象事業

本市と友好交流都市の協定を締結している神奈川県座間市や北海道長沼町などの団体と、相互交流を目的に、本市の歴史、伝統、文化、スポーツなどを通じた都

市間交流事業

※県や市のほかの補助金を受けているときは対象外

対象経費

団体内の交流事業に要する旅費や会場費など
 ※人件費、食糧費、個人・事業者などの資産を形成するための経費などは対象外
補助率 対象経費の2分の1(千円未満切り捨て)とし、10万円を上限

申請期間

6月1日(木)から予算の上限に達するまで

申請方法

次の書類を提出してください。

- 交付申請書
 - 事業計画書
 - 収支予算書
 - 参加者名簿
 - そのほか参考となる資料
- その他** 交流事業を実施するに当たり、団体などの紹介も行いますので、お気軽にご相談ください。

申請書類などは、観光交流課や各公民館にあります。また、市ホームページからダウンロードすることができます。

☎観光交流課 ☎(88)9145



神奈川県座間市との交流(民謡)

分野別集計表

主な内容	(単位:件)			
	26年度	27年度	28年度	
東日本大震災の対応に関すること	3	1	0	
樹東電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射線被害などの対応に関すること	6	3	1	
ごみ処理に関すること	1	6	2	
観光に関すること	12	10	14	
教育に関すること	3	5	6	
行政システムに関すること	9	8	5	
公園に関すること	5	4	7	
市の施策(まちづくり)に関すること	14	3	6	
道路に関すること	7	11	12	
日常生活に関すること	14	8	8	
福祉に関すること	7	12	12	
市の施設に関すること	24	18	20	
農林業に関すること	3	3	1	
環境に関すること	3	1	1	
その他	14	15	10	
合計	125	108	105	
処理の状況	実施済み	49	33	34
	実施予定	6	4	5
	実施に向け検討	10	7	7
	長期的に検討が必要	14	23	13
	実施困難	26	24	28
その他(質問など)	20	17	18	

皆さんの声を市政に

皆さんから寄せられた声は、市長が目を通し、調査、

皆さんから寄せられた声は、市長が目を通し、調査、

市民提案制度 結果お知らせ

市では、皆さんからの市政に対する提案や意見などをお寄せいただく、市民提案制度を行っています。

多くのアイデアや要望が寄せられました

平成28年度は105件のアイデアや要望が寄せられました。分野別集計は、左の表のとおりです。

皆さんの声を市政に

皆さんから寄せられた声は、市長が目を通し、調査、

検討を行い、可能な限り市政に反映させていただきます。

●市民提案直通便(はがき)

今月号の広報すががわに折り込んだ提案用紙(はがき)に、ご意見やご要望を記入の上、郵送または「市民の声」箱(設置場所は提案用紙に記載)に投かんしてください。

●市民提案Eメール

市ホームページの「市長の部屋へようこそ」や「市民提案メール」から送信できます。

●市民提案FAX便

(75)7117

※住所、氏名などが記入されていないものは、回答ができません。

☎秘書広報課 ☎(88)9112